

# 港合同

全国金属機械労働組合 港合同  
大阪市港区南市岡3-6-26  
TEL 06-6583-4858  
FAX 06-6583-4600

## 6・23反安保学習会 改憲許すな!

六月二十一日金曜、港合同恒例の反安保学習会が、永島靖久弁護士を講師に田中機械ホールで開催された。「憲法改正の

何が、どう問題か」と題して、間近に迫る、参議院選でも焦点である改憲問題の、歴史と現在を分かりやすく講演された。

### 「人による支配」から「法による支配」へ

まず、憲法とは沢山ある法律のピラミッドの頂点に位置する法の中の法であり、樹木に例えれば幹という中心軸で他の法律は枝葉と言う関係にある。中世から近世にかけての「人の支配」から「法の支配」、当時は領主や国王などの権力者が、

いわば勝手に税金、賦役（強制労働）などを民衆に課していた状況で法律も権力側が民衆を縛る物として恣意的に決められていた。これに対して「国王と言えども神と法の下にある」として法によって専制的な国家権力を縛る思想へ変わっていつ

た。

この点でも自民党の自  
主憲法とやらは国民―労働者に様々な義務を課するという逆転した前近代的な、代物である事を確認しなければならぬ。

憲法の思想をたどれば  
一二年五年のイングラ  
ドのマグナカルタ（大憲  
章）にいたる。一七七六  
年のアメリカ独立宣言を  
基にした合衆国憲法は  
「すべての人は平等に造  
られ造化の神によって、  
一定の譲る事のできない  
権利を与えられている事。  
その中には生命、自由そ  
して幸福の追求が含まれ  
ていること。これらの権  
利を確保するために、人

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

類の間に政府が作られ、その正当な権力は被支配者の同意にもとづかねばならないこと」と謳い、現代でも色あせない内容となっている。

片や、百年以上経った明治憲法（大日本帝国憲

改憲に抗する大衆的闘いを

日本国憲法の前文や第九条を読めば、自衛隊が軍隊であり、戦力の不保持に反した憲法違反である事は明らかである。解釈改憲というこねくりまわしによって、いかに憲法違反を正当化し、憲法こそが実態にそぐわなくなると居直り強盗を許しかねない状況がある。

法）は、天皇絶対主義の下で僅かに国民の自由を認めるといふ、権力者の発想による上からの、それこそ民衆の立場からは《押し付けられた》憲法だった。

また、改憲手続きをめぐる最近の手法も二〇〇七年五月改憲手続法を強行採決し国会法の一部改正を経て憲法審査会の設置と、足早に外堀を埋めるやり方である。

改憲の内容は権利制限と義務の強要が目につくが、最後に触れた二十一世紀資本主義の立憲主義

では「議会による法律の制定手続きや意思決定手続きに代わって、ほとんど見通す事も、統制する事もできない国家的・私的な交渉システムが出現した。そのため、個別国家の民主主義的装置―政党や議会―は、すでに下された決定を承認し、それを関係者に対して強く主張し正当化する機関へと益々変化している」とヨアヒル・ヒルシュの言葉を引いている。グロー

バル権力が各国政府の支配を通じて民衆の搾取、監視をしている状況は見え難くなる一方だが、私達は、抵抗と闘いを大衆的に追求しなければならぬ。

N支部  
I



NPPO・MOA第十一回総会

▽日時：八月二日（金）十八時三〇分

▽場所：田中機械ホール